

令和 5 年度普及活動の重点推進方向

令和 5 年 5 月 16 日
農政部生産振興局技術普及課

1 農政の推進方向と普及活動

北海道の農業・農村は、農村人口の減少や高齢化等による担い手の減少、これに伴う農村コミュニティの活力低下、さらにはTPP11協定などによる経済のグローバル化、気象災害の大規模化、家畜疾病の侵入、燃油や肥料・飼料の高騰など多様な課題に直面している。

北海道農業は、こうした課題に対応し地域経済を支える基幹産業として持続的に発展して、食料の安定供給や多面的機能の発揮といった本道農業に期待される役割を果たし続けていくことが重要である。また、多様な人材が活躍できる環境を整え、輸出などの需要に対応した生産性の高い農業を展開していくことが必要である。

このため、農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）は、「第6期北海道農業・農村振興推進計画」のめざす姿を踏まえ、「多様な担い手と人材が輝く力強い農業・農村の実現」を共通目標として、農業経営や農村生活の改善に主体的、積極的に取り組む農業者を育成することを通じて、地域農業の発展を推進していかねばならない。

さらには、安全・安心で良質な農畜産物の安定生産と農村地域の発展に向け、科学的根拠に基づき公平・中立な立場で、農業の担い手と多様な人材を育成支援する活動を継続的に進めていくことが必要である。

また、各種気象災害に備え適切な技術情報の発信を進めるとともに、農業被害発生時には迅速に情報収集し、きめ細かな対応や技術情報の提供により、農業者の営農意欲を維持するとともに農家経済への影響を最小限としていく。

(1) 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

ア 農業・農村に多様な人材が定着し活躍できるよう、市町村、地域農業担い手育成センター等の関係機関・団体、先進的な経営を実践する指導農業士や地域の中核的な担い手である農業士等と連携しながら、家族経営をはじめとする農業経営体の体質強化や育成・発展、新規就農者の育成・確保や地域をリードする女性農業者の育成に努めるほか、青年農業者の主体的な活動を支援する。

イ 地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、親子間や第三者による経営継承の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成・強化や多様な人材の確保、誰にとっても働きやすい環境づくりや快適で安心して暮らせる生活の場づくりを推進する。

(2) 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

ア 「北海道スマート農業推進方針」（令和2年3月策定）に基づき、スマート農業を推進する。スマート農業技術は、産地や農業経営体の抱える課題や経営戦略に応じて適切な技術を選択することが重要であることから、令和3年8月に各普及センターに

設置された「スマート農業相談窓口」が、様々な情報の提供や栽培管理技術の観点から農業経営体等の相談に応じるとともに、市町村・農業協同組合等の関係機関・団体と一体となり、スマート農業技術の普及・定着を図る。

- イ 持続可能で生産性が高い農業が展開できるよう、基本技術の徹底を図るとともに、スマート農業技術等を活用した省力化や生産性向上に向けた技術、多収性や耐病性を備えた品種など、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部等の試験研究機関が開発した新技術・新品種を地域の实情に応じながら迅速な普及・定着を図る。
- ウ スマート農業、法人化、6次産業化などの推進に当たっては、地域や関係機関・団体が一体となって取り組むことが求められることから、普及指導員のコーディネート機能をフルに発揮し、行政機関、農業関係機関・団体、教育機関、民間企業、その他産業関係者等を含む多様な機関・団体と連携した取組を推進する。
- エ 「Hokkaido営農Navi」、「Hokkaido法人Navi」、「夢道場」、「黒ベコくん」を活用した試算計画に基づき、機械・施設に対する適正利用規模への誘導や共同利用を推進する。
- オ 第6期北海道農業・農村振興推進計画に掲げる総合振興局・振興局（以下、「振興局等」という。）を基本とした12地域の農業・農村の「めざす姿」の実現に向けた取組の方向を踏まえ、地域農業技術支援会議や地域プロジェクト等を通じて、地域課題の解決に向けた取組を推進する。

(3) 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立

- ア 安全・安心な食料の安定生産を確保するため、生産段階における国際水準GAP等の実践、農作物の病害虫の適期防除、家畜伝染病の発生予防やまん延防止などを推進するとともに、国内外の需要を取り込むブランド力の強化や輸出促進に取り組む。
- イ 顕在化しつつある気候変動の影響に適応した品種や技術を普及するとともに、環境と調和した農業の推進を図るため、「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」（令和2年3月策定）や「北海道有機農業推進計画（第4期）」（令和4年3月策定）に基づきクリーン農産物や有機農産物の生産に向けた農業技術を普及する。

(4) 道民の理解に支えられる農業・農村の確立

- ア 6次産業化の推進や関連産業との連携強化など地域資源を活かした新たな価値の創出に取り組むとともに、地域住民が一体となって創る活力ある農村づくりや、食育、地産地消の推進、農村ツーリズムを通じた都市・農村交流や農業・農村の魅力発信など、道民コンセンサスの形成を推進する。
- イ 近年、頻発・激甚化する自然災害に対する備えを強化するとともに、地震、豪雨等、大規模自然災害発生時は、被災地における速やかな営農再開など復興に向けた取組を推進する。

2 普及活動の具体的な展開

(1) 普及活動の基本理念・姿勢と基本方向

ア 普及活動の基本理念と姿勢

農業改良普及事業の基本理念は、農業生産・農業経営の向上や農村生活の改善によって、農業者の住む地域の福祉を増進させることである。そのため、北海道の普及活動は、地域農業の担い手が社会資本の享受を継続的に受けられるようにするため、「地

域に担い手が残り、残れる農業の創造」を共通目標としている。

北海道における普及活動の基本姿勢は、普及指導員が「地域の目となり耳となる」、「農業者の側（そば）に立つ」、「地域の知恵袋となる」ことである。

「地域の目となり耳となる」普及とは、自然条件や地理的、社会的条件が異なる地域において、技術的、経営的視点に基づき、地域農業の動きや潜在化している課題、顕在化した課題等を把握し、その課題に応じた技術の組立てと経済実証に取り組むものである。

「農業者の側（そば）に立つ」普及とは、経営主や青年農業者、女性農業者等が直面している課題や真の欲求を把握し、担い手の視点に立った農業経営や農家生活の支援に取り組むものである。

「地域の知恵袋となる」普及とは、普及組織が有する様々な技術や経営管理手法、研究機関や行政機関との連携機能を活かし、地域の農業者や関係者が納得できる総合的な改善提案と現地実証に取り組むものである。

道内の多くの市町村が農業を基幹産業としており、農業生産によって成り立っている。農業生産の継続性は、土地、人、技術によって支えられている。

離農が増えると地域人口の減少、高齢化が進むと労働力の脆弱化や生産人口が減少する。技術を受け継ぐ若い担い手が不足して技術力が低下すると、経営資本や労働力が減少し経営体の力が減退していく。

これらのことは、地域の農業生産量や生産額の減少につながり、地域の社会資本の維持が困難になり、地域社会の崩壊の危険性が高くなる。

農業生産は、個別経営の枠組みを超えて地域社会の存続、社会資本の享受、地域経済を支えているものであり、安全・安心な食料生産や地域社会の存続のために必要なものである。これを支援する普及指導員は、技術的な支援を主体としながら地域づくりも支援する立場で普及活動を展開しなければならない。

農業者の普及に対する期待は多種多様であるが、普及事業で重要な項目は、生産振興対策と農村振興対策の二つである。

一つ目の生産振興対策は、技術によって支えられているので、要因解析や技術改善対策の推進、一步先を見据えた高度かつ先進的な技術の普及推進が必要である。これら先進技術については、関係機関と連携しながら地域の農業者に対して情報提供や技術指導、先進的農業者の取組の情報収集・加工・整理や紹介等の役割を果たすことが必要である。

二つ目の農村振興対策は、個別経営体の努力だけでは難しい地域農業の課題や生産構造を変える新たな仕組みづくりなど、地域全体でどのように農村地域を守っていくのかという方策に取り組み、より深い階層の推進項目を設定した普及活動を行うことが必要である。

普及事業は、直接農業者に対して提案型の普及活動を行い、その普及成果を他の地域や地域全体に広げていく波及活動の二つを組み合わせ、地域農業・農村の振興に努める必要がある。

イ 普及活動の基本方向

普及活動の基本方向は、地域に視点を置いて重点化し、対象主義に基づき課題整理、合意形成、提案技術等を現地実証して経営経済的評価を行うというプロジェクト手法

をもって取り組むとともに、地域関係機関や農業者と協働した活動を継続的に展開していくことである。

地域課題を重視した普及活動は、対象の農業者が主体的に取り組む、目標事項の到達を毎年度積み上げ、最終年度の目標達成を目的としている。普及活動計画、地域課題、具体的推進事項、目標事項の設定は、まさに農業者主体型の普及活動である。

目標事項は、技術に立脚する事業を行う農業者・経営体が目標を持って取り組む事項であり、数値の把握や成果の確認は経営経済的評価によって行う。そして、これらを自ら策定・実践できる農業者を育成し、地域農業・農村の活性化と発展に働きかけることが普及指導員の役割である。

普及組織は、常に農業者や農業・農村に直接働きかけていくことが本来業務である。技術導入や組織的な取組によって「経営が良くなったのか」、「労働時間が減少したのか」、「作業が楽になったのか」など、変化を感覚ではなく数値で把握し、成果を直接的に確認することが必要である。

(2) 重点対象への普及および地域全体への波及を重視した活動

ア 普及活動全般の評価は、農業者や関係機関等から高い評価を受けており、今後の普及活動にも期待が寄せられている。

地域課題や生産組織・研究会等を対象とした普及活動や調査研究、農作物生育状況調査などを効率的かつ機動的に行い、地域農業者や関係機関から信頼される普及活動を継続的に展開することが必要である。

イ 全道の活動区域は、令和2年度の地域係見直しに伴い73地区に再編され、令和3年度から5年間の新たな普及活動計画がスタートした。

重点対象地区の農業者が、普及センターや関係機関等と合意して設定した最終年度の到達目標を目指し、農業者自らが主体的に取り組む目標事項の達成及び技術的、経済的、経営的な活動成果と活動評価を整理することが必要である。

ウ 重点対象地区における普及活動実績は、市町村や管内など地域全体に広く波及させることが重要である。そのためには、計画の樹立段階から市町村やJA等の地元関係機関、指導農業士・農業士、試験場、(総合)振興局との連携を図り、地域課題の取組を協働で行い、その成果を共有し生産振興及び農村振興につなげる必要がある。

エ 経営経済的評価は、提案する技術の経済評価、導入後の経営評価を時系列的に分析し、導入技術や取組が地域に及ぼす影響を明確にしつつ、「地域に担い手が残り、残れる農業」を目指すことがねらいである。生産技術の改善を主体とした重点課題においては、技術の導入や定着などの手段の評価で終わるのではなく、労働や設備投資、所得などの経営変化を成果として評価することが重要である。

オ 普及活動の目的である地域農業の振興を実現するためには、地域重視、対象主義、合意形成、提案型普及、技術の現地実証、経営経済的視点をもって取り組むことが効果的である。そのためには、地域全体の技術等の特徴・改善対策や優良事例を事前に収集・整理しておくことが必要である。その地域が抱える多様な課題に対して、優先的、専門的、横断的に取り組むための各種調査、分析、整理を行い、地域農業者や関係機関等に提示して生産振興対策と農村振興対策を組立てていくことが必要である。

(3) 広域班と地域係との連携による普及活動の促進

ア 担い手部門は、新規就農者、青年農業者、女性農業者、指導農業士・農業士、法人従業員等の技術力や経営管理手法の習得など、多様な担い手、人材の確保・育成や地域農業を支える担い手支援、更にはスムーズな経営継承に向け、関係機関・団体等との調整を行う。

また、推進すべき農政課題に対応した農業機械の共同利用やコントラクター、TMRセンターなど地域における組織化や経営体の法人化推進に向けた取組の情報整理、蓄積、加工、提供を行う。

イ 情報・クリーン・有機部門は、情報とクリーン・有機及びGAP、農場HACCPを対象範囲としている。先進情報・地域情報等の収集、共有に向けた所内体制整備、情報の受発信の窓口となるホームページの運営や農業者等への適宜・的確な情報発信の調整を行う。

クリーン・有機、GAPについては、実践者のネットワークを構築し、情報の提供・共有化を効率的に推進するとともに、実践希望者の掘り起こしを行う。

ウ 高付加価値化部門は、推進すべき農政課題に対応し、地域の農業・農村が今後とも持続的に発展することを目的に、地場産業等との連携による高付加価値化、6次産業化を進める農業者及びグループを支援する。

そのため、生産から加工・販売までのマーケティング活動について情報の整理、加工、提供等を行う。

エ 広域3部門は、地域に内在する課題であることから、普及指導員すべてが取り組むべき担当部門である。この活動を効率的に推進することを狙いとして広域3主査が配置されている。

普及センターにおける地域班と広域班との連携のルールづくりや、共通認識を醸成するとともに、関係機関との連携を強化し、総合力を活かした活動を展開しなければならない。

オ 広域3部門の主査は、基本的に担当項目を中心した普及活動を展開する。ただし、普及センター内の専門担当のアンバランスなどがある場合は、主査が本来有している専門項目を活かした支援を行う。

(4) 情報の共有化による総合力・機動力を発揮した普及活動

ア 情報の共有・発信は、効率的な普及活動を展開する上で有効な手段である。本所・支所における地域係間や専門部門間、技術普及課・技術普及室と普及センター間など、段階に応じた共有化の内容と場面は様々である。それぞれに任された地域や業務に責任を持ちながら、情報の共有化と連携がスムーズに行われることにより、普及組織の総合力・機動力が発揮できる。

イ その一つの手段である普及活動検討会は、普及情報の共有と普及活動の高度化を図る場として活用できる。検討会の協議内容は、重点課題の取組が主体であるが、他の地域課題や広域班の活動報告もある。活動報告は、普及指導員等の実務者が担い、幅広い技術力とコミュニケーション能力を醸成する手法としても有効である。

ウ 普及活動検討会には、技術普及課、技術普及室が出席し、普及活動の促進のために情報提供等を行う。

エ 各普及センターが調査研究等で、収集・整理・加工した有用な情報や先進的事例・

スマート農業の取り組みなどは、全道の普及センターや技術普及室で共有できるよう進める。

(5) 技術普及室の活動

- ア 各農業試験場に駐在する普及指導員及び地域支援業務を担う研究職員は、普及センターの地域課題等の支援要請に応じ、専門的な技術支援を継続する。
- イ その支援は、原則として担当区域内で活動することとする。しかし、すべての担当項目で人員を配置できないことから、必要に応じて他の農業試験場技術普及室の担当区域で補完活動することとする（各農業試験場駐在普及指導員配置表参照）。
- ウ 普及センターからの支援要請は、最終的に各技術普及室と技術普及課が協議し、必要性、距離、時間、経費等を総合的に判断して計画的に実施する。突発的な要請等については、その都度、普及センター、技術普及室、技術普及課間で協議して対応する。
- エ 地域農業技術支援会議などに関連する会議への対応は、これまで同様に管轄する技術普及室が行う。
- オ 農業革新支援専門員の担当分野は、原則担当項目と同一とする。担当分野の窓口は項目主査とする。
- カ 土壌・肥料及び農業機械・施設に関する事項は、作物(稲・畑)、園芸(野菜・花き・果樹)、畜産(乳牛・飼料作物、肉用牛)担当者が兼ねる。
- キ 各普及センターの農業革新支援専門員は、主任普及指導員が担うものとし、その担当分野は作目項目と同一とする。
- ク 農業革新支援専門員に関する国との対応は、すべて技術普及課を窓口とする。
- ケ 北海道農業試験会議への参画は、技術普及室及び技術普及課に配置された普及指導員で行うこととする。

(6) 関係機関・団体との連携

- ア 地域が抱える課題は、多様化・高度化しており、市町村、JA、(総合)振興局、試験研究機関などと連携し、的確かつ迅速に対応しうる営農指導体制を構築する。
- イ 地元の関係機関・団体との関係では、それぞれが担うべき役割を明確にした上で、普及がコーディネート役としての機能を果たしていくことが重要である。
- ウ 重点対象地区での成果を他の地区へ波及する活動では、地元の関係機関・団体、指導農業士・農業士などとの連携・協力が不可欠であり、普及活動計画の構想段階から有機的な協働活動を図ることが重要である。
- エ 普及組織と関係機関・団体との役割分担を進めるためには、JA営農指導担当職員の技術力の向上が不可欠である。普及センターは、そのための研修実施や現地試験・調査を支援し、JA営農指導員研修等で地元関係機関・団体の営農指導力を維持・向上させる取組を継続する。
- オ 振興局、試験研究機関との連携は、地域農業技術支援会議をはじめとして、それぞれの仕組みや役割に基づき積極的に関わっていく。
- カ 全道を範囲とする農業団体等からの支援要請は、技術普及課が内容等を検討し、派遣の適否も含めて対応する職員を決定する。
- キ 先進的な農業者の支援にあたっては、民間コンサルタント等と連携をはかりながら高度な技術対応を進めていく。